国民健康保険制度

あなたが病気やけがをしたとき、または健診で病気を未然に防ぐための助けとなる国民健康保険制度を有効かつ適正に活用していただくようお知らせとお願いがあります。国民健康保険制度についてご紹介します。

お元気ですか？

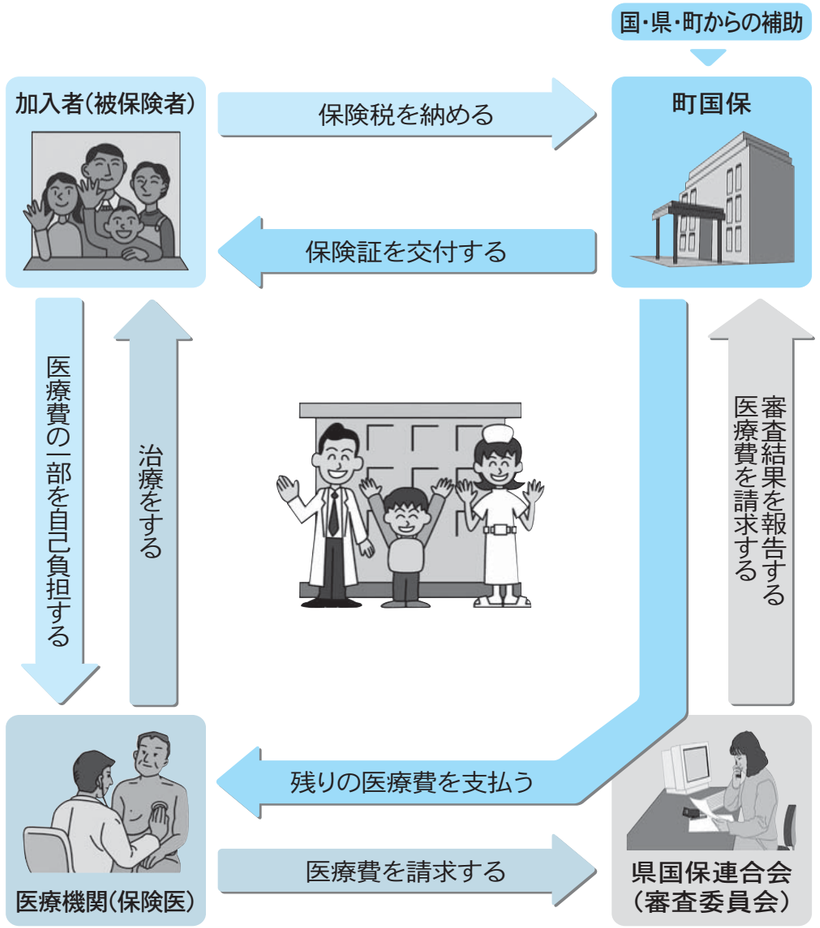

【図１】

国民健康保険制度のしくみ

国民健康保険制度（以下「国保」という）は、加入者の皆さんが所得や資産などに応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支出するという「相互扶助」の医療制度です。皆さんの医療費は、皆さんの保険税で支えられています。【図1】

退職・転職したときは

勤めていた会社などを退職したり、新たに就職したりすると、今まで加入していた健康保険の給付が受けられずに医療費が全額自己負担となってしまうことがあります。また、保険税を払いすぎてしまう場合もあります。

このようなことがないように、国保への加入や脱退の手続きは速やかに行うよう心がけましょう。

退職したとき

勤めていた会社などを退職した後に、自営業を営むかたや再就職をしないかたは、国保への加入手続きが必要です。

その際には「認印」、「社会保険の離脱証明書」、年金証書をお持ちのかたは「年金証書」を持参して、戸籍年金係へ届け出てください。

就職したとき

国保に加入をしていて、新たに会社などに就職をして、職場の健康保険に加入するかたは、国保からの脱退手続きが必要です。

「認印」、「国保の保険証」、「職場の健康保険証」（資格取得日のわかる証明書でも可）を持参して、戸籍年金係へ届け出てください。

交通事故などにあったとき

交通事故や傷害事件（第三者行為）などにあったときの治療には、原則として国保は使うことができません。しかし、町国保に申請をすることによって、けがなどの治療をするときに国保が使えるようになります。

ただし、医療費は原則として加害者が負担するべきものなので、一時的に国保が立て替え、後で加害者から国保にその費用を返してもらうことになります。

交通事故にあったときの注意点

○警察に届け出る

○町国保に届け出る

（届け出る際には「交通事故証明書」、「保険証」、「認印」が必要です）

示談の前に町国保に相談を

加害者から医療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなることがあります。示談をする前に必ず町国保に相談をしましょう。【図2】

問合せ

○保険医療係　☎内線326

○戸籍年金係　☎内線231

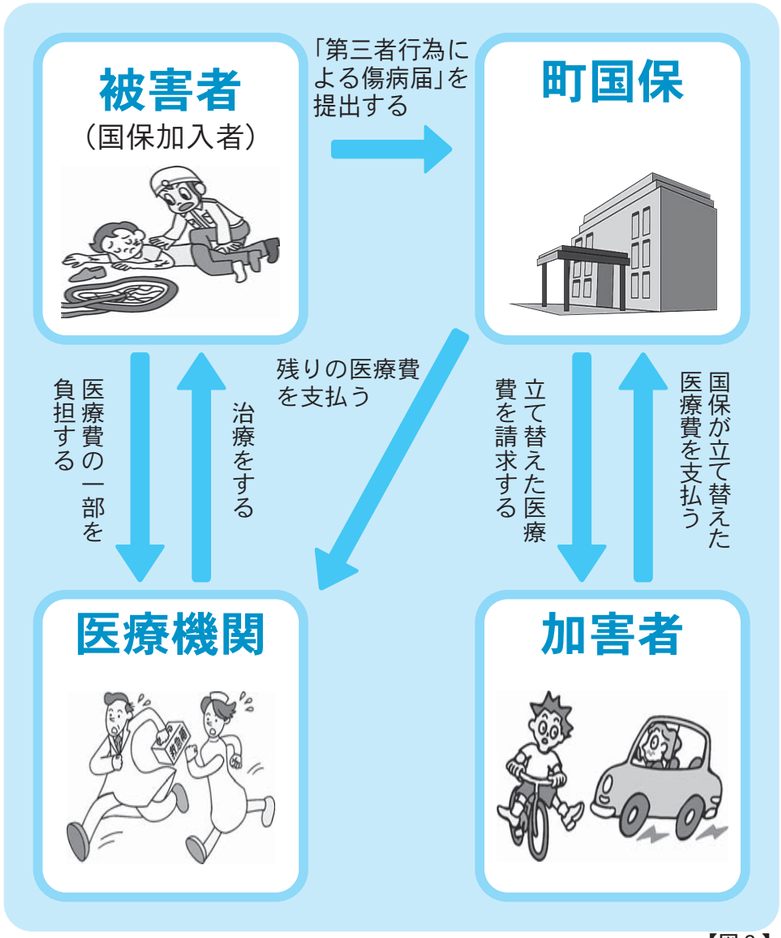

【図２】

接骨院・整骨院

正しいかかり方で受けましょう

接骨院や整骨院で施術を行う柔道整復師は、骨折、脱臼、捻挫（ねんざ）、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。

柔道整復師による施術には、国民健康保険の使用に制限があります。施術を受ける前に確認をして正しく施術を受けてください。

保険が使える場合

①捻挫　②打撲

③肉離れ

④骨折・脱臼の応急手当

医師の同意書があるとき

保険が使える場合

①骨折　②脱臼

保険が使えない場合

①疲労や年齢からくる肩こりや腰痛、体調不良など　②スポーツなどによる筋肉疲労　③病気（神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなど）によるこりや痛み　④脳疾患後遺症などの慢性的症状　⑤医療機関で治療中のもの

受ける際の注意事項

①施術が長期にわたるときは、医師の診断を受けてください。

②療養費支給申請書は必ず自分で自署（サイン）してください。

③領収書は必ずもらってください。

医療機関で受診できます！

すでにご案内と受診票をお送りしていますが、特定健診の受診はお済みでしょうか？

特定健診では、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病に近づいていないかを調べます。毎年受診することで、健康状態の変化が分かります。毎年特定健診を受診して、健康状態をチェックしましょう。健康を維持することで、医療費が節減できます。

個別健診

対象者　40歳以上の国保または後期高齢者医療保険に加入されているかた

期限　9月30日(月)

実施機関　館林市邑楽郡内にある63の医療機関

※受診する前に医療機関にお問い合わせください。